

募 集 情 報

令和8年9月29日公告

工事番号	第 水 - 4 2 号
工事名	尾崎配水管布設工事
工事場所	赤穂市 尾崎 地内
建設工事の種目	水道施設工事
工事概要	本設工 DIP-GX φ 100 L=42. 0m DIP-GX φ 75 L=3. 4m 雑工 HIVP φ 50 L=2. 2m
週休2日制度(月単位)	本工事は、原則週休2日を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事である。 ※(労務費等の補正係数なし)
工期	契約書に定める日から令和9年1月29日まで
予定価格の公表	事後公表（契約締結後公表） ※入札価格が予定価格を上回り落札者となるべき者がいない場合、予定価格を上回る金額で入札した者のみを対象とし、再度入札を実施する。 なお、再度入札の場合、入札受付時間を入札日同日の開札終了後から15時までとする。
最低制限価格	適用 有
支払条件	前金払い 有、部分払い 有 ただし、公共工事の前金払いに関する事務処理要領、赤穂市財務規則、赤穂市部分払取扱規程による。
設計図書等の公表	赤穂市ホームページ及び契約管財課にて公表する。
設計図書等の公表期限	令和8年10月14日(水)
入札方法	電子入札システム
入札参加申込の受付期間	令和8年9月29日(火) から 令和8年10月6日(火) まで 受付時間は、開庁日の電子入札システム稼働時間内（9時～20時／最終日のみ 9時～17時）
入札参加申込の申込書類	競争参加資格確認申請書
参加資格確認通知日	令和8年10月7日(水)
質問方法	設計図書等に対する質問書により、赤穂市総務部契約管財課へ電子メール又はFAX（0791-43-6973）によること。 メールアドレス ^(ハイフン) keiyaku-nyusatsu@city.ako.lg.jp ^(エル)
質問期限	令和8年10月6日(火) 午後4時
質問の回答日、方法	令和8年10月9日(金) 兵庫県電子入札共同運営システムにて公表する。
入札書等の提出期間	令和8年10月13日(火) から 令和8年10月14日(水) まで 受付時間は、開庁日の電子入札システム稼働時間内（9時～20時／最終日のみ 9時～17時）
入札書等の提出書類	①入札書（電子入札システムによる。） ②工事費内訳明細書 ※入札書以外は、ワード・エクセル等の電子ファイルで送信 ※入札金額が工事費内訳明細書の金額以下であれば有効 ※指定の工事費内訳明細書以外を提出した場合は無効
入札（開札）日時	令和8年10月16日(金) 午前9時40分(予定) ※落札者の決定は開札日の2日後（休日を除く。）に通知予定。
入札（開札）場所	赤穂市総務部契約管財課
入札保証金	免除 ※ただし、落札者が契約の締結に応じなかった場合は、入札保証金相当額の損害金を赤穂市に納めなければならない。
契約保証金	契約金額の10%以上（契約金額が200万円以上の場合）
現場説明会	無

応募資格要件 (全項目に該当すること)	①公表日から落札決定まで継続して、令和8・9年度赤穂市入札参加者資格名簿（建設工事）に工事種目水道施設工事で登録されていること。 ②公表日において有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の水道施設工事の総合評定値が1029点以下であること。 また、経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しが公表日までに赤穂市総務部契約管財課に提出されていること。 ③本店、本社の所在地が赤穂市内であること。 ④現場代理人及び技術者を専任で配置できること。 技術者は、水道施設工事業の主任（監理）技術者の資格を有する者で赤穂市に当該技術者として登録されている者。 （建設業法による適切な資格保有者を配置すること。） ⑤同一入札に参加する者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準（平成25年赤穂市訓令甲第42号）に該当する複数の者のした入札は無効とする。 ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する1者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならないものとする。 ⑥公表日から落札決定までの間に、赤穂市指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。 ⑦地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。 ⑧次のア～ウに該当しないこと。 ア本工事の入札前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出したものの。 イ会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は商法に基づく会社整理の申立てを行っているもの。 ウ赤穂市暴力団排除条例（平成24年赤穂市条例第11号）第2条各号に基づく暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者であるもの。 ⑨本工事を適正に施工する能力があること。
入札参加申込数の制限	本工事と同時に公表された他の工事を含め、公表日において赤穂市が発注した建設工事について、手持ち工事数（随意契約を除く。）が4件までは入札参加申込みできる。 なお、手持ち工事の期間は、当該手持ち工事の工期とする。
注意事項	①応募資格要件のほか、建設業法の規定より下請契約の請負代金額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は特定建設業の許可が必要となる。 ②入札参加資格者が公表日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。 ③入札に関して、事故が発生したとき、市長が不正な行為があると認めたとき又は不正な行為があるおそれがあると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。 ④設計違算が判明したときは、入札を中止又は入札に係る手続き及び落札者の決定を取消す場合がある。 ⑤落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けたときは、契約を締結しない。 ⑥落札した者は、赤穂市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱（平成25年赤穂市訓令甲第2号）第5条第1項及び第2項の規定により、誓約書を提出すること。 ⑦落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
その他	本募集情報のほか、赤穂市電子入札システム条件付き一般競争入札実施要綱、市ホームページ記載事項等に違反した入札は無効となるため注意すること。